

社援発0328第15号

平成29年3月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業」の実施について

標記については、少子高齢化や核家族化の進行など、社会環境の変化による国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、社会福祉法人がこうしたニーズに着実に対応し、地域における福祉サービスの一層の充実が図られるようにするとともに、社会福祉法人制度改革に対応し、法人における経営改革の着実な推進が図られるよう、別紙のとおり、「社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村及び社会福祉法人等に対する周知について、指定都市、中核市におかれては、貴管内社会福祉法人等に対する周知について、ご配慮願いたい。

(別紙)

社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業実施要綱

1. 事業の目的

本事業は、少子高齢化や核家族化の進行など、社会環境の変化による国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、社会福祉法人がこうしたニーズに着実に対応し、地域における福祉サービスの一層の充実が図られるようにするとともに、平成29年4月から社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）が施行されることを踏まえ、これらの法人制度改革に対応し、法人における経営改革の着実な推進が図られるようにすることを目的とする。

2. 事業の種類及び内容

本事業の種類及び内容は、次の（1）から（3）までに掲げるとおりとする。

（1）一般事業

別添1の「一般事業実施要領」に基づき、社会福祉法人の経営労務管理の改善や、社会福祉充実計画の策定など、社会福祉法人制度改革に対応した法人等における新たな事務負担の軽減等を支援するための事業

（2）社会福祉法人会計監査人設置モデル事業

別添2の「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実施要領」に基づき、社会福祉法人において会計監査をモデル的に実施し、その導入による効果、課題等の検証を行うための事業

（3）地域の介護等事業者の経営管理連携推進モデル事業

別添3の「地域の介護等事業者の経営管理連携推進モデル事業実施要領」に基づき、複数の介護等事業者の連携・共同による人材育成や人事交流等の取組をモデル的に実施し、経営労務管理の改善に資する好事例の横展開を図るとともに、介護人材等がそのキャリア志向等に応じて生涯働き続けることのできる職場づくりの推進を図る事業

3. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市のほか、事業の種類ごとに別添1から別添3までにそれぞれ定めるとおりとする。

4. 国庫補助基準額

本事業の国庫補助基準額は、事業の種類ごとに別添1から別添3までにそれぞれ定めるとおりとする。

一般事業実施要領

(1) 事業の目的

本事業は、社会福祉法人の経営労務管理の改善を支援するとともに、社会福祉充実計画の策定など、社会福祉法人制度改革に対応した法人等における新たな事務負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市とする。

ただし、次の者も実施主体となることができる。

- ① 市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）
- ② 社会福祉法人

なお、市区町村が実施主体となる場合にあっては都道府県を通じた間接補助により、社会福祉法人が実施主体となる場合にあっては都道府県、指定都市、中核市を通じた間接補助により交付する。

また、本事業を適切かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県、指定都市、中核市、市区町村が適当と認めるものに、事業の一部を委託することができるものとする。

(3) 事業内容

本事業の事業内容は、(2)に定める実施主体が行う事業であって、次の①から⑤までに掲げる事業とする。

① 小規模法人を対象とした経営労務管理体制の強化のための研修等の実施

主として小規模な社会福祉法人を対象に、社会福祉法人の経営労務管理の改善・強化や、職場環境の改善等を図るための研修を実施する。

(事業例)

- ・ 主として小規模法人を対象に、公認会計士や税理士等を講師として招聘し、財務諸表等の適切な作成等に関する研修を実施する。
- ・ 主として小規模法人を対象に、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の活用に向けた研修や相談助言等を実施する。

② 社会福祉充実計画の策定に向けた相談支援の実施

社会福祉法人が社会福祉充実計画を策定する場合において、社会福祉充実残額に照らし、実施する事業の規模及び内容について適切であるかについての相談や、計

画の策定に関し参考となる取組事例の情報提供・助言等の支援を実施する。

(事業例)

- ・ 社会福祉協議会等に、社会福祉法人への情報提供・助言等を行うための相談窓口を設置する。
- ・ 公認会計士や税理士等を講師として招聘し、社会福祉充実計画の策定に関するセミナー等を開催する。
- ・ 都道府県等において、社会福祉充実計画に基づく取組事例等を収集し、好事例の横展開を行う。

- ③ 地域の様々な福祉ニーズの把握等をするための「地域協議会」の立ち上げ支援
地域公益事業を行う計画を策定しようとする社会福祉法人に対し、住民その他の関係者から意見を聴き、地域の様々な福祉ニーズの把握等をするための機会を提供する「地域協議会」を立ち上げるための取組を支援する。

(事業例)

- ・ 「地域協議会」の立ち上げに当たって、その構成員候補者に対し、協議会の位置づけや協議内容等に関する事前説明会等を行う。
- ・ 「地域協議会」の事務局事務を委託する場合に、初度設備の導入費用を補助する。

- ④ 法人に対する指導監査の充実を図るための所轄庁職員向け研修の実施
所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督の強化を図るため、指導監査を実施する所轄庁職員向けの研修を実施する。

(事業例)

- ・ 都道府県が管内市区町村の指導監査担当職員に対して、社会福祉法人制度改革を踏まえた指導監査の内容等に関する研修を実施する。

- ⑤ その他社会福祉法人制度改革の円滑な施行に必要と認められる事業

(4) 国庫補助基準額

本事業の国庫補助基準額は、平成28年4月1日において、都道府県(管内市を含む。)、指定都市、中核市が所管する社会福祉法人数に応じて、次表の所管法人数区分欄ごとにそれぞれ定める金額の範囲内とする。

ただし、対象経費実支出額が国庫補助基準額を下回る場合には、当該金額とする。

所管法人数区分	国庫補助基準額
400 法人以上	15,000 千円
300 法人以上 399 法人以下	10,000 千円
200 法人以上 299 法人以下	8,000 千円

100 法人以上 199 法人以下	5,000 千円
99 法人以下	3,000 千円

(5) 留意事項

本事業による補助金は、都道府県、指定都市、中核市に対し交付する。なお、間接補助を交付する場合は、間接補助事業者に対し、基準額の範囲内で任意に補助額を設定し、交付することができる。

社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実施要領

(1) 事業の目的

平成 29 年度に会計監査人の設置義務対象法人とならない「収益 10 億円超程度」の社会福祉法人において、会計監査をモデル的に実施することにより、その導入による課題・メリットを把握・整理し、関係者に対して、これらを広く周知することを目的とする。

(参考) 社会福祉法人における会計監査人の導入

平成 29 年度、30 年度は収益 30 億円超(負債 60 億円超)、平成 31 年度、32 年度は収益 20 億円超(負債 40 億円超)。平成 33 年度は収益 10 億円超(負債 20 億円超)。ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、平成 28 年度決算において、収益 30 億円以下かつ負債 60 億円以下の社会福祉法人とする。

なお、本事業の採択に当たっては、以下の点を考慮する。

- ① 予備調査を実施済みであり、会計監査契約の相手方(監査法人・公認会計士)が決定している社会福祉法人を優先的に対象とする。
- ② 前年度の収益 10 億円超である社会福祉法人のうち、収益 10 億円に近い法人を優先的に対象とする(20 法人程度)。

また、前年度の収益 20 億円超である社会福祉法人のうち、収益 20 億円に近い法人についても、5 法人程度を優先的に対象とする。

(3) 事業内容

平成 29 年度において、法令上、会計監査人の設置義務対象とならない社会福祉法人のうち、収益 10 億円超程度の法人を中心に公認会計士又は監査法人による会計監査[※]をモデル的に実施し、社会福祉法人及び会計監査実施者から、会計監査の実施に当たっての課題・メリット等の報告を受けるものとする。

※ 定款の定めにより会計監査人を設置して実施する会計監査のほか、会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。)を含む。

(4) 国庫補助基準額

1 の社会福祉法人当たり 200 万円の範囲内とする。

なお、200 万円の範囲内で国庫補助の対象となるのは、平成 29 年度中に支出した経費とすること（予備調査に係る経費も同様とする。）。

(5) その他

- ① 本事業の実績については、別紙様式及び別に定める報告書類を作成の上、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の実績報告に併せて、厚生労働省へ提出すること。
また、社会福祉法第 45 条の 19 第 1 項に規定する会計監査報告（「独立監査人の監査報告書」）及び監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書（「監査実施概要及び監査結果の説明書」）の写しについても、後日、厚生労働省に提出すること。
- ② 本事業の実施に係る補助金の交付は、都道府県、指定都市、中核市を通じて間接補助を行うものとする。
- ③ 厚生労働省は、社会福祉法人に設置される会計監査人の在り方について検討を行うため、本事業の実施主体に対して、本事業の実施状況に関する調査・ヒアリング等を行うことができるものとする。

(別紙様式)

社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実績報告書

1. 社会福祉法人名

〇〇〇福祉会

2. 会計監査実施者名

〇〇〇監査法人

3. 会計監査契約期間

平成 29 年〇月〇日～平成 30 年〇月〇日

4. 費用（うち補助対象額）

	費用	うち補助対象額
予備調査	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円
会計監査（監査報酬）	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円
合計	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円

5. 会計監査の導入に当たっての課題・メリット

※ 項目については、適宜追加すること。

(1) 社会福祉法人記入分

課題		メリット	
項目	記載欄	項目	記載欄
費用負担について		財務情報の信頼性の向上について	
事務処理体制について		ガバナンスの強化について	
公認会計士又は監査法人とのコミュニケーションについて		経営力強化について	
		経営課題の解決に	

		ついて	
		不正の防止等につ いて	
		効率的な経営につ いて	

(2) 会計監査実施者記入分

課題		メリット	
項目	記載欄	項目	記載欄
費用負担について		財務情報の信頼性 の向上について	
事務処理体制につ いて		ガバナンスの強化 について	
法人とのコミュニケーション について		経営力強化につい て	
		経営課題の解決に ついて	
		不正の防止等につ いて	
		効率的な経営につ いて	

地域の介護等事業者の経営管理連携推進モデル事業実施要領

(1) 事業の目的

本事業は、地域の介護等事業者の経営・労務管理等に係る優良又は先駆的な事例に係る分析・検証や、複数の介護等事業者の連携・共同による人材育成や人事交流等の取組の実施を通し、経営・労務管理の改善に資する好事例の横展開を図るとともに、職員処遇、勤務環境の改善や人材育成システムの構築など、介護人材等がそのキャリア志向等に応じて生涯働き続けることのできる職場づくりの推進を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（以下「都道府県等」という。）若しくは都道府県等が適当と認める法人であって、当該都道府県管内に所在し、かつ、次に掲げるいずれかの事業又はサービス等を実施するもの（以下「介護等事業者」という。）とする。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業又は同条第26項に規定する施設サービス

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業若しくは同法第7条第2項に規定する障害児入所支援

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第5項に規定する保育所等若しくは同条第6項に規定する認定こども園を運営する事業又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業

(3) 事業内容

(2)の実施主体が行う、次のア及びイに掲げる取組を一体的に行う事業の実施に当たり必要となる費用について、別に定める基準額の範囲内で全部又は一部を補助する。

ア 都道府県等の管内の介護等事業者が行う経営・労務管理に係る好事例の収集・分析・検証等

イ 複数の介護等事業者（3以上の介護等事業者をいう。）の共同による人材育成・人事交流等の実施

なお、ア及びイの取組を実施するに当たって、他の法人に委託をすることにより事業効果の向上が見込まれる場合には、実施主体は本事業の一部を民間の調査研究機関又は人事コンサルタント企業等に委託することができるものとする。

（4）事業例

（1）の目的を達成するための取組としては、地域の介護等事業者による創意工夫を活かした多様な取組が想定されるが、以下のような事業実施例が考えられるので参考とされたい。

ア 優れた人材育成戦略の共有のための複数の介護等事業者に対する合同研修の実施

優れた人材育成を行う介護等事業者の取組を収集・分析し、マニュアル化等を行った上で、当該介護等事業者の人事・労務管理担当者を講師に招いた研修会を実施するなど、その助言のもと、その他の複数の介護等事業者も含めた試行的な取組を行い、その導入成果や導入に当たってのボトルネック等について分析・検証する。

イ 事業者参画型ワークショップの実施

複数の介護等事業者の人事・労務管理担当者を集め、採用戦略や人材育成戦略に係る課題や改善方策を議題としたワークショップを開催するとともに、ワークショップにより得られた知見を活かした取組を介護等事業者において実践し、次回のワークショップで報告するといったプロセスについて、本事業を実施する年度の間、継続的に反復することを通じて、効果的な人事・労務管理手法の開拓と、その導入成果や導入に当たってのボトルネック等について分析・検証する。

ウ 複数法人の労務管理の共有化

複数の介護等事業者において、給与制度のあり方や人事考課の手法など人事・労務管理について、共通のルールを構築した上で、当該ルールに基づき、複数の介護等事業者により、人材層（初任者層、中堅者層、リーダー層など）ごとの合同研修の実施、他の介護等事業者のリーダー層を講師に招いた初任者層向けの技術指導のための勉強会の開催といった取組による効果について分析・検証する。

エ 複数法人の連携・共同による人材育成

地域における複数の法人が連携・共同し、異なるサービスを提供している介護等事業者へ出向するといった人事交流を実施することにより、キャリア形成機会の確保を図りつつ、人材育成にもつながるような取組の効果について分析・検証する。

（5）本事業における国と都道府県等の役割

ア 国への事業成果の報告

都道府県等は、平成30年4月末日までに、事業の成果を取りまとめ、次の①から③までに掲げる内容を盛り込んだ報告書を作成の上、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課まで電子媒体（USBファイルを除く。）により提出すること。

- ① 介護等事業者にとって参考となる優良な経営・労務管理に係る事例
- ② ①の事例を介護等事業者が自らの経営・労務管理改善のために活用する際の導入プロセス、ボトルネック、導入効果（離職率の改善、職員満足度・顧客満足度の向上等）等
- ③ その他、本事業の実施により得られた介護等事業者の経営・労務管理の改善に参考となるもの（事業実施にあたって作成したマニュアル等）

イ 国・都道府県等による事業成果の公表

本事業の成果を多くの介護等事業者に対して横展開を図ることを通じて、介護等事業者の経営・労務管理の改善に資するため、国及び都道府県等は、事業成果が取りまとめ次第、当該成果物を公表する。

(6) 国庫補助基準額

1の実施主体当たり500万円とする。ただし、対象経費実支出額が500万円を下回る場合には、当該金額とする。（この場合であって、当該金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）